

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しん予防接種の重要性の周知について

予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第266号）附則第3条の規定により、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者」は平成15年9月30日までは風しんの定期の予防接種の対象者とされてきたところである。

当該経過措置は満了したものの、未接種の経過措置対象者をはじめとして未接種の者がまだ存在していることから、当該対象者をはじめとする風しんワクチンの未接種者に対し、下記の点に留意の上、情報提供等にあたられるようご指導方お願いします。

記

- 1 妊娠中に妊婦が風しんに罹患した場合には、出生児が先天性風しん症候群を発症するおそれがあることについて、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者を中心として当該年齢層以外の年齢層の者も含め、これまでに風しんワクチンの接種を受けていない者に対し、必要に応じ周知を図ること。
- 2 上記未接種者が予防接種を希望したときには、別添「風しんワクチンについて」を参考に、風しんワクチンの免疫効果、予防接種による副反応及び副反応が発生した場合の救済制度（医薬品副作用被害救済制度）についての情報、予防接種法に基づかない任意の接種であること等を被接種者に説明するよう関係者に周知徹底をすること。
- 3 接種希望者が円滑に予防接種を受けられるよう、必要に応じ医師会等関係機関と調整を行うこと。
- 4 実施医療機関等に対し、別添「風しんワクチンについて」を参考に風しんワクチンの免疫効果、予防接種による副反応及び副反応が発生した場合の救済制度（医薬品副作用被害救済制度）についての情報、予防接種法に基づかない任意の接種であること等について周知徹底するとともに、予防接種法関係法令、「予防接種ガイドライン」、風しんワクチンの添付文書に記載された接種の際の注意事項を遵守するよう周知徹底を図ること。
- 5 妊娠の可能性のある年代の女性に接種する場合は、胎児への感染を防止するため妊娠していないことを確かめ、ワクチン接種後最低2カ月間の避妊が必要である旨を周知すること。